

私学助成の充実強化等に関する意見書

京都府の私立中学・高等学校は、各々の建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、本府の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

少子高齢化が進行する中で、今後とも持続可能な社会を継続していくためには、我が国の将来を担う子供たちに、時代や社会の変化に対応できる能力や課題解決力を身に付けさせる必要があり、教育環境の整備が最重要課題となっている。

これに加え、学校のICT化、学校施設の耐震化及びコロナ禍における空調・換気設備の整備を進め、有為な人材の育成を通じて国の発展に貢献していくには、まずは学校経営の安定的継続が前提であり、そのためには経常費助成の更なる拡充とともに、これからの公教育の基盤となるICT等の教育環境の整備への国公私立を問わない支援が喫緊の課題となっている。

授業料支援においても、私立高校において年収590万円を境に生じている支援金格差の是正や私立中学校生徒の就学支援金の対象を拡大するなど経済的支援の拡充が強く求められている。

公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、新しい教育、特色ある教育を提供できるよう、財政基盤の安定のため、国の全面的な財政支援が求められている。

よって、政府及び国会におかれては、私立高等学校等教育の重要性に鑑み、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し一層の充実を図るとともに、公教育の新たな基盤となるICT環境の整備・充実や、私立学校の保護者の経済的負担の軽減のための就学支援金制度の拡充・強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官